

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件  
七〇六

### 公 告

○保安林の指定をする件  
七〇六  
○障害者自立支援法による指定相談支援事業を廃止した旨届出があった件  
七〇六  
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件  
七〇七

## 告 示

### 福島県告示第六百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年十月十六日から平成二十年二月十八日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成十九年十月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
リオン・ドル喜多方西店 喜多方市字押切南二丁目四十二ほか
- 二 変更しようとする事項  
駐車場の収容台数  
(変更前) 二百七十二台  
(変更後) 二百五十五台  
変更しようとする年月日  
平成二十年六月四日
- 三 届出年月日  
平成十九年十月三日

五 届出をした者  
株式会社小池

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

### 福島県告示第六百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。  
平成十九年十月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

#### 一 保安林の所在場所

郡山市中田町中津川字野橋七三九の五、七三九の七、字津熊六四五の一から六四の三まで

#### 二 指定の目的

干害の防備

#### 三 指定実施要件

##### 1 立木の伐採方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び郡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林林業領域治山対策グループ)

## 公 告

### 公告第五百七十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定相談支援事業者から当該指定に係る指定相談支援事業を廃止した旨届出があった。  
平成十九年十月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
--------	---------	--------	---------------	-------	---------	-------------

指定相 談支援 事業所 「光の 家」	いわき市平 上平窪字羽 黒四〇番地 五一	社会福 祉法人 いわき 福音協 会	いわき市平 上平窪字羽 黒四〇番地 四四	平成一九年 九月三〇日	相談支援	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者
--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	----------------	------	--------------------------------

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第五百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成十九年十月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

大越町土地改良区

就任した役員

役別 氏名

理事 久保田義一

住所

田村市大越町上大越字大田立二八番地

(農村整備領域農村計画グループ)